人件費水準についての基本規定

特定非営利活動法人沖縄イベント情報ネットワーク(以下、「当法人」という。)は、人件費を算定する根拠について、以下の通り定める。

1. 非常勤職員の賃金

従事する業務の内容に基づき、日給 10,000 円~30,000 円の範囲内で理事長が決定し、 1日単価×従事日数で計算するものとする。

2. アルバイトスタッフの賃金

従事する業務の内容に基づき、時給 1,000 円~1,500 円の範囲内で理事長が決定し、時間単価×従事時間数で計算するものとする。

3. 1,2 とも、特殊な技能を有する場合などは、理事会で別途単価を決定するものとする。また、物価の上昇や文化庁の基準を毎年確認し、改定が必要と思われる場合は、理事会にて額の変更を決定する。

(附則)

この規程は、2024年2月1日から施行する。(2024年1月15日理事会議決)